

納税ニュース

平成 22 年 12 月 15 日 第 36 号

編集・発行：鹿嶋市納税対策室

〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1

TEL 82-2911 FAX 84-7754

潮来税務署管内納税貯蓄組合連合会では、例年租税教育の一環として、中学生を対象に「税についての作文」を募集しています。本年度、鹿嶋市長賞を受賞した作品をご紹介します。

平成 22 年度 鹿嶋市長賞

私たちの生活と税金

大野中学校 3年 小澤 奈央

先日、選挙のニュースを見たとき消費税を上げるというショッキングな言葉を耳にしました。「消費税が上がったら、おこずかいが少ないのに今よりもさらに何も買えなくなってしまう。」とまず実感しました。そして、私以上に母がそれを強く感じていたようです。私たちが生活していくうえで、家計をやりくりしている母はこう話していました。「食品や生活必需品までも、消費税 10% は厳しい。」私も、年金生活の高齢者の方も買うものなので、消費税は上げない方がいいと思いました。反対に、酒税やたばこ税など個人の趣味、しゅこう品や体に有害なものに関しては増税すべきだと思います。しかし、実際に今の自分には関係のないことだから言える事なのかもしれません。こんな身勝手な考えで、国は成り立ってゆけるのでしょうか。

税金は、私たちがよりよい環境で生活していくためのものです。道の整備や公共の設備などは、すべて税金でまかなわれています。そして、今の私にとって一番関係のあることは教育の設備です。税金がきちんと払われていなければ、私たちは教育を受けることができません。このように、私たちがよい生活をしていけるための税金の使いみちもあります。税金の無駄使いをなくす努力ではなく、実行に移さなければ何も変わりません。

私は、税金の使いみちとして考えていることがあります。まず、幼稚園や保育園、老人ホームの建設をしてほしいと思います。よくニュースで、幼稚園などに入れないうちの子がいると聞きます。入りたくても、入れないのはかわいそうだと思います。また、小学生になるための準備が出来なくなってしまうのは不公平だと思うのでこれに税金を使ってほし



いと思いました。また、今、子ども手当が支給されていますが、そのお金の使い方が家庭によって違うと思います。そこで、子ども手当の支給は廃止し給食費を税金から払えばいいと思います。給食費だったら、どの家庭でも使いみちが同じになります。それに、払わない家庭が出てくることもないので平等になると思います。そして、高齢者の医療費の無料化をしてもらいたいと思います。病院を利用することが多くなるのは高齢者の方です。それに、年金で生活をしているので医療費が大変だと思います。それに税金を使うことは、とても有効的ではないかと考えました。

このように、私たちの生活がよりよくなる有効的な税金の使い方がきちんとあると思います。無駄なことに税金を使ってしまわないで、国民の意見を聞いたりしてほしいと思います。そうすれば、きっとよい社会を築いていけるのではないかと思います。

納期限のご案内

- 12月27日（月） ■市県民税（住民税）第4期
■国民健康保険税第8期
■後期高齢者医療保険料第6期
■介護保険料第5期
- 1月31日（月） ■国民健康保険税第9期
■後期高齢者医療保険料第7期

※納期限を過ぎると、**年利 14.6%の延滞金**が加算されます。

また、納期限から **20日を過ぎると督促状**が送付され、督促手数料の80円が加算されます。

★★市税等の口座振替申込がキャッシュカードでできるようになりました★★



いつでも、どこでも、ペイジー。

キャッシュカードで市税等の口座振替申込ができます！

従来のように口座振替納付依頼書に記入・押印していただく必要はなく、また、申込から約2週間で口座振替を開始できます。

※口座振替納付依頼書による申込は、引続き行っています。

【以下の銀行に口座のある方】

- ・ 常陽銀行
- ・ 水戸信用金庫
- ・ 銚子信用金庫
- ・ 佐原信用金庫
- ・ ゆうちょ銀行
- ・ 茨城県信用組合
- ・ 中央労働金庫(平成23年1月4日から開始します)

【お持ちいただく物】

- ・ キャッシュカード
- ・ 暗証番号
- ・ 本人確認のできるもの
(免許証、保険証など)

【申込場所】

鹿嶋市役所 納税対策室

※納期限日に振替を行いますので、前日までに残高を確認してください。

お知らせ

年末調整はお済みですか？

年末調整とは、給与所得者が毎月給与から源泉徴収された所得税を年末に支給される給与又は賞与で過不足分を精算することです。納め過ぎの場合は還付（返金）、不足の場合は徴収されます。

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納付している方は、今年一年間に納付した金額が、年末調整または確定申告時に「社会保険料控除」の対象となります。

年末調整時に領収書がない方は、「納付済み連絡せん」を発行しますので、国保年金課または納税対策室にお越しくください。



鹿嶋市役所 Tel 82-2911【国保年金課】内線 331～333【納税対策室】内線 272～277

次号の発行は、平成23年1月中旬の予定です。